

皆さまの大切な保険料を有効に活用するために

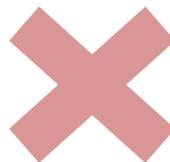
# 整骨院・接骨院（柔道整復師） の正しいかかり方



整骨院・接骨院は「柔道整復師」と呼ばれる専門職による治療をする施設です。  
そのため、**船員保険の対象となる範囲は限られています。**



保険証が  
使えます



保険証が  
使えません

**骨折、脱臼**（応急手当以外は医師の同意が必要）

**外傷性が明らかな捻挫、打撲など**

## 全額自己負担

日常生活における単なる疲労・  
肩こり・筋肉疲労

病気が原因で起こる痛みやこり  
（神経痛、ヘルニア等）

脳疾患後後遺症等の慢性病

マッサージ代わりの利用

## Q & A コーナー

Q1. 職務中に転んで捻挫しましたが、保険証は使えますか？

A1. 職務上や通勤途上のけがに保険証は使えず、労災保険の適用になります。

Q2. 持病の肩や腰の痛みが慢性化しており、整（接）骨院にかかった場合、保険扱いになりますか？

A2. 原因不明の肩や腰の痛みに対する治療は保険の対象外となり、全額自己負担になります。痛みの違和感が長くとれない場合は重大な疾患（内科的疾患）の可能性もありますので、一度医療機関に受診していただくことをお勧めいたします。

ご協力を  
お願いします

申請内容によっては、加入者様に文書などで確認をさせていただく場合があります。船員保険の適正な運営のため、ご理解とご協力をお願いいたします。



全国健康保険協会

船員保険

〒102-8016

東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング 14 階

TEL 03-6862-3060

営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（土日・祝日、年末年始は除く）

メルマガ  
「うみがめ〜る」  
会員募集中



PICK UP 情報  
船員保険部からの旬な  
お知らせをいつでも  
確認できます！

